

○長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年 3月29日

長崎県規則第16号

改正 平成27年 3月31日規則第20号

平成28年 3月 1日規則第9号

平成30年 3月30日規則第22号の9

令和3年 3月26日規則第36号の2

注 令和3年3月から条文沿革を注記した。

長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第3条 削除

(令3規則36の2)

(運営規程)

第4条 条例第8条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(記録の整備等)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
(設備の基準)

第6条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町の長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第5項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の基準に応じ、

当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - カ 入所者の身の回りの品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 介護職員室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3

平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

(1) 居室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の基準）

第7条 条例第12条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たす数

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すご

とに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて、常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(身体的拘束等の適正化)

第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

第9条 条例第28条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(令3規則36の2・一部改正)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告さ

れ、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（令3規則36の2・一部改正）

（運営規程）

第11条 条例第36条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他施設の運営に関する重要事項

（令3規則36の2・一部改正）

（設備の基準）

第12条 条例第37条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第44条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第44条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第37条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第37条第4項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。
 - ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - (ウ) 地階に設けてはならないこと。
 - (エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認め

られる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（令3規則36の2・一部改正）

（身体的拘束等の適正化）

第13条 条例第38条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（令3規則36の2・一部改正）

（職員の配置）

第14条 条例第42条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第15条 第5条、第9条及び第10条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて、準用する。

この場合において、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第38条第7項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5項中「第33条第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第44条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第44条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

(令3規則36の2・一部改正)

(設備の基準)

第16条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第50条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第50条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第46条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第46条第5項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- (7) 調理室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- (8) 介護職員室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することがで

きるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

(1) 居室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員の基準)

第17条 条例第47条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たす数

- ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
- イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (4) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(5) 診療所 事務員その他の従業者

- 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（法第53条第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（法第41条第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所（法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）若しくは併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は法第8条第11項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第54条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
- 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所（法第42条の2第1項の

規定による指定を受けた事業者が法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が法第8条第23項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（法第54条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に法第78条の4第2項又は第115条の14第2項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（令3規則36の2・一部改正）

（準用）

第18条 第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第8条」とあるのは「第50条において準用する条例第8条」と、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第50条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第3項」と、第8条中「条例第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第2項」と、第9条中「第33条第1項」とあるのは「第50条において準用する条例第33条第1項」と読み替えるものとする。

（令3規則36の2・一部改正）

（設備の基準）

第19条 条例第52条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することと

する。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第52条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第52条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書

の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を設けること。

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を設けること。

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、

運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（令3規則36の2・一部改正）

（準用）

第20条 第5条、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第5条中「第10条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第10条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第54条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第3項」とあるのは「第54条において

準用する条例第33条第3項」と、第9条中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第28条第2項」と、第10条中「第33条第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第1項」と、第11条中「第36条」とあるのは「第54条において準用する条例第36条」と、第14条中「第42条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第42条第2項」と読み替えるものとする。

(令3規則36の2・一部改正)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年3月31日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第6条第3項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第16条第3項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。
- 3 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床であって、健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び第5項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同

一の場所とすることができるものとする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第3項第9号ア及び第16条第3項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第6条第5項第1号、第12条第5項第1号、第16条第5項第1号及び第19条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 6 平成14年8月6日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホーム（同月7日において基本的な設備が完成している部分を含み、同月8日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、同年4月1日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号）による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第3章（第35条第4項第1号イ(4)及びロ(3)を除く。）に規定する基準を満たすものにおける第12条第3項第1号イ(ウ)の規定を適用する場合においては、同号イ(ウ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必

要な広さ」とする。

附 則（平成27年 3 月31日規則第20号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第22号の 9）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第36号の 2）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間、第 1 条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第 9 条（新居宅サービス等基準条例施行規則第10条の 3 及び第13条において準用する場合を含む。）、第17条（新居宅サービス等基準条例施行規則第21条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第40条（新居宅サービス等基準条例施行規則第44条及び第52条において準用する場合を含む。）、第55条、第61条（新居宅サービス等基準条例施行規則第70条の 3 及び第73条において準用する場合を含む。）、第67条、第78条、第84条、第91条、第96条及び第103条（新居宅サービス等基準条例施行規則第107条及び第113条において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第17条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第49条、第58条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第72条において準用する場合を含む。）、第66条、第76条、第84条、第91条、第97条及び第103条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第108条及び第113条において準用する場合を含む。）、第 3 条の規定による改正後の長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第 3 条、第 4 条の規定による改正後の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）第11条及び第18条、第 5 条の規定による改正後の長崎県介護

老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条、第6条の規定による改正後の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。）第14条及び第23条、第7条の規定による改正後の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第4条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第18条において準用する場合を含む。）及び第11条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア及び第19条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア（イ）、新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア（イ）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア（イ）、第19条第1項第1号ア（イ）及び第20条第1項第1号ア（イ）並びに新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第12条第3項第1号ア（イ）及び第19条第3項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例施	入所定員	利用定員
---------------	------	------

行規則第65条第3項第1号ア (イ)	新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第 1項第3号ア	新居宅サービス等基準条例施行規則第58 条第3号
	第19条	第68条
新介護予防サービス等基準条 例施行規則第64条第1号ア(イ)	新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第 1項第3号ア	新介護予防サービス等基準条例施行規則 第54条第1項第3号
	第19条	第67条
新介護療養型医療施設基準条 例施行規則第18条第1項第1号 ア(イ)、第19条第1項第1号ア (イ)及び第20条第1項第1号ア (イ)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第 1項第3号ア	新介護療養型医療施設基準条例施行規則 第3条第1項第2号及び第3号、同条第2項第 2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3 号、附則第2条並びに附則第10条第2号及 び第3号
第19条	第24条	
新特別養護老人ホーム基準条 例施行規則第12条第3項第1号 ア(イ)及び第19条第3項第1 号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第 1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規 則第7条第1項第4号ア
第19条	第14条(第20条において準用する場合を 含む。)	

5 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第65条第3項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第64条第1項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第4条

の規定による改正前の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第15条第1項第1号ア（ウ）、第6条の規定による改正前の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条第1項第1号ア（ウ）、第19条第1項第1号ア（ウ）及び第20条第1項第1号ア（ウ）並びに第7条の規定による改正前の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第12条第3項第1号ア（エ）及び第19条第3項第1号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

6 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第10条、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第13条（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第16条（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第13条並びに新介護医療院基準条例施行規則第15条（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるものとする」とあるのは「次に掲げるものとし、次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければならない」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第12条第1項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第15条第1項第3号（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第12条第1項第3号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準

用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。